（郵逓局認可）　（本號六面）　第千百八十四號　（日曜日休刊）　（定價三錢）

時事新報

明治十九年一月廿八日　木曜日
舊乙酉十二月廿三日　（戊子）
日出午前七時五分　日入午後五時二十二分
月出午後一時零四分　月入午前十一時三十二分
滿潮午前十一時七分　滿潮午後
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲グル各場ニ於テハ販賣費掛所ヨリ発送無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接購送スルモノハ此限ニアラズ）

東京　横濱　横浜貿易新聞社　神奈川　王子　小田原　藤　南根七郎
京都　大津　神戸　尾ノ道　廣山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　姫路　高知　下ノ關　名古屋　敦賀　岡崎　盛岡
四日市　淀　松坂　山田　伊勢　福島　二本松　石ノ巻
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　熊谷　深谷　杉戸　幸手　久喜　鶴宿　千葉　登戸
（寄川　佐倉　東金　市川　八幡　船橋
其他同地近傍販賣ノ販所ハ同レタ発送料不申受候）

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一箇限	二日以上	七日以上	十五日迄	十五日以上	一箇月迄	一箇月以上	一行	二行	三行	四行
		六日迄	十五日迄	一箇月迄	一箇月以上			十行	十五行	二十行	二十五行
銭	銭	銭	銭	銭	銭	銭	銭	銭	銭	銭	銭
六	六	五	五	五	四	四	三	八	七	六	五
五	五	五	五	四	四	三	三	九	八	七	六
四	四	四	四	三	三	三	二	十	九	八	七
三	三	三	三	二	二	二	一	十五	十行	十五行	十行
二	二	二	二	一	一	一	一	十五	十行	十五行	十行
一	一	一	一	一	一	一	一	十五	十行	十五行	十行
八	八	八	八	八	八	八	八	十五	十行	十五行	十行
以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上

時事報報

元利金貸仕拂ひ年七分利付公債

近來全國一般に不景氣の甚だしき信用地と拂ひ金儲けの機能を失ひ人民皆口を糊するの仕事を得ず唯日々益衰廃して回復の色なく其有様は有明け燈油盡きて火影消滅の次第を嘆くあるが如く扨も心淋しく時勢と云ふべし不景氣の為めに迷惑する者は特に人民を限るにあらず何程の富豪大家といへども此不景氣を逃れて無口せざる者と一人もなかるべし所謂金満家なる者は其所持の金と土蔵に仕舞ひ置きを日々少しづゝ坂出して遣ひ減ずるやうの事にあらずして毎日其金を運轉し得る所の利子を以て収入となす者なるがゆゑに今の不景氣の時勢を當り先方の向者たると問はず一切信用と置くべからず左ればとて田地を抵當ゐ金と貸せば地價下り品物を抵當に取れば品物と流さを自家自かゝ商賣を手を出して資本を下せば商業振はず資本返らぬといふやうにて行方所持の金員も利を產すべき工風あく賊を當惑の至りなり百計盡きて茫然たる其中に唯一ツの逃か道れ肯は命脈を存せるあり即ち政府の公債證書を買入れ置く事遠れあり實社も危し會社も安全ならず私立國立多少の銀行迄ざ以て油斷あらず當を資本を下して其利と見ざるれをならず一たび歩を過まれば元金と併せて没収せらるを肯を足らずして更に又身代の幾分と捲き取らるゝの恐なきにさへあらずといへども此の際踏り其憂ひ少なく政府の公債證書なりとて金鉄を以て作りたる品物にはあらず金鉄肯は且つ永久を期すべからず現んや公債證書をや萬々歳の後までも盤はるべからざると云ふにはあらねども政府以外の銀券證書類に比すれば萬倍なりと金鉄の如しといふも固より不可なし則の多きと貴て遂に元金までも失はんよりは寧ろ則の少きを幸甚して元金の安全と謀るに若くずと次北海道開拓使十圓にても買ひ八十圓に買ひ九十圓に買ひ今日と年六分利付の公債證書が百二三圓の高價に達しても尚ほ買る人少くして買ひ人多しとい實に驚入りたる現象といふべし如何ぞ不景氣の為めとは云へ年六分利付公債證書と百圓以上にて買入るゝまでの窮迫に陥りたるとは金持ち運命も亦氣の毒なる哉

然るに全國不景氣の為め金利下落の不仕合に搗て加へて近來又金満家の頭脳を惑乱狂傷する一事件れ現はれ出でたりと云ふ世界中に市場にて金銀の比較價位次第に其釣合を失ひ金は年を逐ふて騰貴し銀は年を逐ふて下落する其勢益々來又著しく劇烈明白を加へ何程世界の事情に疎遠なる田舎大藪にても疑惑不審を起さずゝ是あり日本い今實際に銀貨通用れ國ふを て歐米諸國と金貨通用の國々あり近來日本國内不景氣の為め輸出は常ふ輸入に超過し貿易の釣合歐米に對して日本の利あるにも拘はらず金銀は差違甚ざしくして日本より歐米に對する為換相場は年に月に下落して其際限を知らず聞く度毎ふ人をして唯驚嘆せしむるばかりなり是ふ於てか日本の金満家も大に思案を廻らし金上銀下の今の世の中に當りウカ〳〵公債證書を買入れく銀の上に身を托し居りくは幸にして永く元利を保護するの功能あるも其根底の銀が下落とれば冥々の中に何時か大損と禁るの掛念なきといふべからず斯る不安心なる事に強て安心せんより寧ろ早きに及んで銀を金に乗替へ置くに若くずとて様々工風の折柄幸に日本政府にても驛遞局の貯金幷に大藏省預金局れ預り金ゐ金貨と以て預け入るゝ者は元利ともに金貨を以く引出すみとと許すとの法と設けたるより預け人の喜び一方なら也然れども其實際ゐ處を て又大に失望ましたりといふは元來驛遞局の貯金の趣意い貧人の財産を保護するゝ在るものなるがゆゑに其利子とても元金千圓以下のものには甚ざ厚けれども以上のものゝは甚ざ薄く當時の制限は千圓未滿年六分千圓以上年四分の利子あり假に金満家が所持の公債證書と實りて金貨に換へ驛遞局ふ預け入るゝとして一人千圓以上の預け金ふて は利足れ割合引合いざるゆゑ一口九百九十九圓と定め家族親子五人の者が銘々一口づゝと引受たりとするも合して五千圓に達する事能はず五千圓の制限にては迚も金持一家の財産と委托するゝ足らざるがゆゑに金銀乗替の為ふ驛遞局の貯金と依頼せんとするは到底其効なきものと定めざると得ず又ゝ大藏省の預金局は如何といふに金貨と以く預け入れ金貨と以て元利と引出すに定期預けにて利足れ割合は年六分且つ其金額に制限なく一萬圓にても十萬圓にても勝手次第ゐるがもゐに便利至極中分なれども如くなれども愛に又一ツの違支といふい此預金局ふ預りるものは官廳の金ゐ郡町村一般の公共金か會社の金ゐ會社の金ゐふ限りく特常一個人又の數個人の所有金はゐを預かることとと肯んじ也ず既に一個人の所有金と預かるとする以上は假令へ其名は會社にくも故の三菱會社の例の如く名は會社にて實は一個人の所有物たるが如く會社にては失張り其預け金を拒まるゝとならん左れば今金満家が預金局へ金貨と持行かんとするも到底其進かきものにして一毫も之と利用するの工風なし

と云はざるを得ず世の誘に物事を知ると憂の絶なりといへり日本の金満家も廣く世の中の事情に通せず金銀の價の釣合なども一向に知らずに在りしものならんには今の不景氣の時節ふ逢ふも何處にか安身立命れ地位と見出すこと難からざりしならんに悲い金銀乗替の利と考出してれを實施もるの方便を得ず其苦悩煩悶の狀想像するゐ堪えたりといふべし

然るに愛ゐ此策を實施するの一手段ゐり夫い別事にあらず英國ロンドンゐ到りて日本政府の年七分金貨利付外國新公債と買入るゝ事是なり英國は世界中金利れ最も廉ある所安全第一等の公債證書なれど年三分利附ふて額面百圓を實價百圓にて賣買する程の場所柄ゐるゆゑ日本政府の公債にして年七分金貨利付ゐといふものならば定めて賣買れ相場は額面百圓に付實價二百圓以上にも上り居ることゐらんとの想像と抱く者もゐらんかなれども其實際は決して然らず日本の此七分利付れ公債い額面百圓ふ付當時實價百十二三圓にて賣買致し居るゐり而して其價遠未濟の當時の在高は額面凡八百萬圓をかり居り日本公債の利足斯く不廉なるにも似也其賣買れ價は何故ゐ斯く廉なるやと云ふふ英人が唯一概に日本と信せずして尋常一般の東洋國を以てこれを視るがゆゑゐり日本人と英國ふ於て公債を募りたると前後二回其總額凡そ千七百萬圓にて今日まで元利首尾よく返濟し皆て一毫れ不義理を爲さゞりしにも拘はらず英人の日本に信と置かざること尚ほ斯の如く甚だしきは其理由唯日本を知らざるの一事に在り知らざるものゝは薄氣味惡く油斷あらずと爲すこと固より尋常の人情にて深く咎むるに足らず英人い日本と知らずして日本の公債に實金を下せことを悦ばず然れども我々日本人は日本を知り日本れ公債と信じて疑いざる者なるがもゐえに年七分金貨利付の公債證書と金貨百十二三圓ふて賣らんといふ者あらば喜んでれを買入るゝゐとならん年六分銀貨利付の公債證書ですら百圓以上ふて競ふて買賣せり況んや年七分金貨利付の公債證書たるに於てをや又況んや今の日本に於ては千圓以上の預け金ゐ金貨年四分以上の利足を得るの方便ゐきに於てをや目下日本の金満家ふ於て果して金貨を思ふの心あらば英國に赴ひて日本公債を買ふよりよ況んなかるべし

官報

○布告第一號
北海道ハ土地荒蕪住民稀少ニシテ富庶ノ事業未タ普ク海隅ニ及フコト能ハス今全土ニ通シテ拓地殖民ノ實業ヲ擧クルカ爲ニ従前置ク所ノ各廳分治ノ制ヲ改ムルノ必要ヲ見ル因テ左ノ如ク制定ス
第一　函館札幌根室三縣並北海道事業管理局ヲ廢シ更ニ北海道廳ヲ置キ全道ノ施政並殖産及屯田兵開墾授産ノ事務ヲ統理セシム○第二　北海道廳ヲ札幌ニ支廳ヲ函館根室ニ置ク
明治十九年一月二十六日
内閣總理大臣伯爵伊藤博文
内務大臣伯爵山縣有朋
農商務大臣子爵谷干城
省院廳府縣

奉勅
明治十九年一月二十六日
内閣總理大臣伯爵伊藤博文
内務大臣伯爵山縣有朋
農商務大臣子爵谷干城

○達第六號
北海道廳官制ヲ定ムルコト左ノ如シ
明治十九年一月二十六日
勅
内閣總理大臣伯爵伊藤博文
第一條　北海道廳ニ左ノ職員ヲ置ク　長官　理事官
○第二條　北海道廳ニ左ノ警察官ヲ置ク　警部長　警部補○第三條　北海道廳ニ左ノ郡區官ヲ置ク　郡區長　郡區書記○第四條　北海道廳ニ左ノ技術官ヲ置ク　典獄　醫師

○告示第一號
當省今般赤坂區元函館札幌根室三縣ノ學校ヲ廢シ同所ニ於テ專門學校ヲ設ケ農學校教授　農學校拓地殖民ニ關スル實況ヲ具ヘ内閣ニ具狀退ハ内閣ニ具狀ノ案ヲ具ヘ内閣ニ具狀ト思量スルトキハ一般ノ法長官ハ一般ノ法令ヲ得ス又タ北海道ノ事ヲ具ヘ内閣ニ具狀ト各省主任ノ事務第十條　長官ハ毎年内閣ヘ報告ヲ具ヘ内閣ヘ報告ノ事ヲ長官ニ受ケハ判任トス上官ニ於テハ各課長及警部ハ事ヲ長官ニ受ケ年第三十二號太郡區長ハ事ヲ長官ニ受ケ併セテ町村戸長ハ郡長ノ命ヲ受ケ